

閱 覧 用

令和5年第3回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1 4	令和 4 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 5	令和 4 年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
	(認 定)	
1	令和 4 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	3
2	令和 4 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
3	令和 4 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
4	令和 4 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
5	令和 4 年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	7
6	令和 4 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について	8
	(議 案)	
3 9	藤井寺市役所支所設置条例の廃止等について	9
4 0	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	1 1
4 1	藤井寺市空家等対策協議会条例の一部改正について	1 3
4 2	柏原羽曳野藤井寺消防組規約の変更に関する協議について	1 5
4 3	藤井寺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	1 9

このほかの提出議案

議案番号	4 4	令和 5 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 6 号）について
	4 5	令和 5 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
	4 6	令和 5 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
	4 7	令和 5 年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

報告第14号

令和4年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.80)	— (17.80)	2.5 (25.0)	45.4 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第15号

令和4年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第 1 号

令和 4 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 2 号

令和 4 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第3号

令和4年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 4 号

令和 4 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第5号

令和4年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第6号

令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 39 号

藤井寺市役所支所設置条例の廃止等について

藤井寺市役所支所設置条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

支所及び市民総合会館分館の老朽化に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から支所及び市民総合会館分館を廃止するため、所要の改廃を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市役所支所設置条例を廃止する等の条例

(藤井寺市役所支所設置条例の廃止)

第1条 藤井寺市役所支所設置条例(昭和41年藤井寺市条例第4号)は、廃止する。

(藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正)

第2条 藤井寺市立市民総合会館条例(平成14年藤井寺市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウを削る。

別表第1中分館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(藤井寺市公告式条例の一部改正)

2 藤井寺市公告式条例(昭和34年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び藤井寺市支所前」を削る。

議案第40号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正されたことに伴い、利用者証明用電子証明書をスマートフォン（移動端末設備）に搭載することが可能となり、移動端末設備用利用者証明用電子証明書をを用いてのコンビニ交付サービスが令和5年中に開始される予定であることから、当該サービスの開始に対応するため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例

藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録されている利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 4 1 号

藤井寺市空家等対策協議会条例の一部改正について

藤井寺市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）の一部が改正されたことに伴い、条例中の引用部分に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

藤井寺市空家等対策協議会条例（平成29年藤井寺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議案第 4 2 号

柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の変更に関する協議について

柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

大規模自然災害及び少子高齢化・人口減少に対応できるよう、消防体制基盤を強化する必要があることから、柏原市、羽曳野市及び藤井寺市の 3 市に加え、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の 2 市 2 町 1 村を含めた消防広域化を実施するため、柏原羽曳野藤井寺消防組合を組織する地方公共団体の数の増加及び当該組合が共同処理する事務の変更並びに本規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の一部を変更する規約

柏原羽曳野藤井寺消防組合規約（昭和38年9月27日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪南消防組合規約

第1条中「柏原羽曳野藤井寺消防組合」を「大阪南消防組合」に改める。

第2条中「大阪府柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」を「富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村」に、「組合市」を「関係市町村」に改める。

第3条第1号中「消防団に関する事務」の次に「並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務」を加え、同条第2号中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第5条を次のように改める。

（議会の組織）

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、18人とし関係市町村の選出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 富田林市 3人
- (2) 河内長野市 3人
- (3) 柏原市 3人
- (4) 羽曳野市 3人
- (5) 藤井寺市 3人
- (6) 太子町 1人
- (7) 河南町 1人
- (8) 千早赤阪村 1人

第6条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第7条第1項中「関係組合市」を「関係市町村」に改める。

第8条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第10条中「組合に管理者」の次に「1人」を加え、「2人」を「7人」に改め、「会計管理者」の次に「1人」を加える。

第11条第1項及び第2項中「組合市」を「関係市町村」に改め、同条第3項中「の属する市の会計管理者をもって充てる」を「が任命する」に改める。

第12条中「組合市」を「関係市町村」に改める。

第13条第2項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え

る。

第14条中「職員」を「消防吏員その他の職員（以下「職員」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

第15条第1項中「組合市の分賦金、財産より生ずる収入手数料、その他の収入」を「関係市町村の負担金、補助金、手数料その他の収入」に、「支弁する」を「充てる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度（地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。）の前年度の基準財政需要額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日から令和6年3月31日までの適用については、第3条第1号中「消防に関する事務」とあるのは「消防に関する事務（柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限る。）」とし、同条第2号中「関係市町村」とあるのは「柏原市、羽曳野市及び藤井寺市」とする。

3 この規約による改正後の大阪南消防組規約第15条の規定は、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例による。

（負担金の額に係る経過措置）

4 第15条第2項の規定にかかわらず、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「5市町村」という。）の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定書に定める期間においては、附則別表のとおりとする。

（負担金の額に係る経過措置の延長等）

5 関係市町村は、前項の期間が経過するまでに、同項の期間の延長及び当該延長に係る5市町村の負担金の額について、所要の措置を講ずるものとする。

（負担金の額に係る経過措置の終了）

6 前項の延長に係る期間が経過した後における5市町村の負担金の額は、第15条第2項の規定の割合による額とする。

附則別表

市町村	経費負担
富田林市 河内長野市 太子町	(1) 関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の5市町村の合計額を算出する。
河南町 千早赤阪村	(2) (1)で算出した額について、消防広域化検討会の試算に用いた平成27年度から令和2年度までの消防費決算額（消防団費その他特殊事業経費を除いた一般財源分に限る。）の平均額に応じて按分した割合に応じた金額を5市町村それぞれが負担する。

議案第43号

藤井寺市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり藤井寺市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 指定する郵便局の名称

道明寺南郵便局、藤井寺北条郵便局及び藤井寺沢田郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍全部事項証明書等の交付請求の受付及び当該請求に係る戸籍全部事項証明書等の引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する市・府民税証明書及び非課税証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る市・府民税証明書及び非課税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し等の交付請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写し等の交付請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し等の引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第5号に規定する転出届の受付及び転出証明書の引渡しに関する事務
- (6) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、藤井寺市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

支所で提供している行政サービスのうち、公的証明書の発行業務等の特定の事務を令和6年4月1日から郵便局で取り扱わせようとするものである。

